

官報・号外

昭和二十六年十二月十五日

○第十三回 参議院会議録第三号

昭和二十六年十二月十五日(土曜日)午前十時五十六分開議

議事日程 第三号

昭和二十六年十二月十五日

午前十時閉議

第一 財閥同族支配力排除法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一 新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第一 新聞出版用紙の割当に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

日本經濟の安定と復興に関する調査報告書	中小企業に対する年末金融対策に関する決議案
同日衆議院から、同院は公益事業委員会委員に伊藤忠兵衛君を任命することに同意したことにより、同日衆議院議長から、両議院は公益事業委員会委員に伊藤忠兵衛君を任命することを内閣に通知し、同日衆議院議長から、両議院は公益事業委員会委員に伊藤忠兵衛君を任命することを内閣に通知し、同旨の通知書を受領した。	同旨の通知書を受領した。
同日公益事業委員会委員長松本恭治君から内閣を経由して公益事業令第十九條第二項の規定に基く、昭和二十六年度公益事業委員会年次報告書を受領した。	同日公益事業委員会年次報告書を受領した。
同日内閣から子供検査のため左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日内閣から子供検査のため左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く公益事業委員会関係諸命令の措置に関する法律案(通商産業委員会に付託)	ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く公益事業委員会関係諸命令の措置に関する法律案(通商産業委員会に付託)
連合国占領軍の為子郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案(郵政委員会に付託)	連合国占領軍の為子郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案(郵政委員会に付託)
ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選舉管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(通商産業委員会に付託)	ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選舉管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案(通商産業委員会に付託)
ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案(地方行政委員会に付託)	ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案(地方行政委員会に付託)
同日議員菊川孝夫君外十三名から委員会審査省略の要求書を附して左の決議案を提出した。	同日議員菊川孝夫君外十三名から委員会審査省略の要求書を附して左の決議案を提出した。
同日内閣総理大臣から、第九回及び第十回国会において採択されて内閣に送付を受けた請願の処理経過の報告書を出した。	同日内閣総理大臣から、第九回及び第十回国会において採択されて内閣に送付を受けた請願の処理経過の報告書を出した。
昭和二十六年十二月十五日 参議院会議録第三号 議長の報告 会議 議事日程追加の件 中小企業に対する年末金融対策に関する決議案	昭和二十六年十二月十五日 参議院会議録第三号 議長の報告 会議 議事日程追加の件 中小企業に対する年末金融対策に関する決議案

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

木村禪八郎 竹中 七郎
森 八三一 黒田 英雄
佐多 忠隆 大矢半次郎
結城 安次 松本 昇
田村 文吉 棚橋 小虎
小宮山常吉 平沼彌太郎
参議院議長佐藤尚武殿

中小企業に対する年末金融対策に関する決議
に關する決議

最近中小企業は金融こうそくのため経営難に陥るものが多いが、この傾向は特に年末を控えて甚しくなる。

この実情にかんがみ、政府はとりあえずすみやかに中小企業に対する適切な年末金融処置を講すべきである。

最近中小企業は金融こうそくのため経営難に陥るものが多いが、この傾向は特に年末を控えて甚しくなる。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

○菊川孝夫君 発議者を代表いたしました。只今議題となりました中小企業に対する年末金融対策に関する決議案の提案理由を御説明申上げます。

先ず案文を朗讀いたします。

中小企業に対する年末金融対策に関する決議

最近中小企業は金融こうそくのため経営難に陥るものが多いが、この傾向は特に年末を控えて甚しくなる。

この実情にかんがみ、政府はとりあえずすみやかに中小企業に対する適切な年末金融措置を講すべきである。

以上の通り案文は極めて簡潔でありますけれども、問題は極めて重要であることは、すでに各位の十分御承知

右決議する。

以上は通り案文は極めて簡潔でありますけれども、問題は極めて重要であることは、すでに各位の十分御承知

右の議案を発議する。

昭和二十六年十二月十四日 発議者 菊川 孝夫 木内 四郎

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。菊川孝夫君。	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	〔菊川孝夫君登壇、拍手〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。菊川孝夫君。	〔菊川孝夫君登壇、拍手〕
〔菊川孝夫君登壇、拍手〕	〔菊川孝夫君登壇、拍手〕
〔菊川孝夫君登壇、拍手〕	〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

のところであろうと思います。我が國の中小企業の問題は、一つには社会問題或いは人口問題として重要性を無視するわけには行かないのです。それは第一に輸出産業として重要な位置を占めていることとありますし、この点については戦争前から指摘されておりましたところでありまして、当時輸出額の大割以上は中小企業の製品であると言われておりました。戦後におきましても五割余を占めていると推定されています。この点に関しましては勿論有力な反対意見もありますが、経済問題としての役割を過小評価することは誤りであると思うのであります。それは第一に輸出産業として重要な位置を占めていることとありますし、この点については戦争前から指摘されておりましたところでありまして、当時輸出額の大割以上は中小企業の製品であると言われておりました。戦後におきましても五割余を占めていると推定されています。この点に関しては勿論有力な反対意見もありますが、経済問題としての役割を過小評価することは誤りであると思うのであります。それは第一に輸出産業として、外注であるとか、下請、部分品購入等の関係におきまして、その一部又は全部の生産を中小企業が担当している場合が極めで多いのであります。

勿論中小企業の金融問題は今に始まつたことではなく、中小企業の最大の窮屈は金融にあることは、資本主義社会によるものと、本來的な意味での金融によるものと、政府の経済政策又は社会政策の必要に基く政府の産業対策資金に依存するものとあります。いずれの場合も中小企業は大企業に比べて不利であり困難であります。そこでどうしても第三の政府の処置が要請されることになります。ところが政府の財政金融政策は、中小企業に対して、池田大臣の放言を引例するまでもなく、第三の処置についても出謀的であり、極めて冷淡で至らぬ、最近経済変動の激動に伴まれて、これに抗し切れず、倒産する中小企業は続出の傾向を生じて来たのであります。特に年末を控えてます／＼甚だしくなっています。それは一般に運転資金の需要が増加して、日銀券発行高も、昨年十二月末三千七百九十九億であつたものが本年十月末四千百三十八億となり、年末には五千億を超えるのであります。かくてインフレの様相を帯び、貨幣価値の下落による追加資金の必要が運転資金の需要を増加として現われて来ましたが、一方において売行不振と金銭繋りとによって運転資金の需要が増加して来ています。売行の不振は当然滞貿の増大となります、又売掛金の回収困難も生じて来て、中小企業にとって大きな重圧となつてゐるのであります。而もこの傾向は小規模のものほど深刻で、中小企業としては滞貿或いは売掛金を引当として金融を受けなければならぬ羽目に追

い込まれて来ているのであります。ところがその金融はなかなか困難なため、渦巻く者は頭をもつかむというところから、闇金融が横行し、不渡手形の続出となつて混亂の様相を呈して参っているのであります。十二月に入りましてから手形交換所の不渡手形は一日六百件を突破する状況であり、遂に東京駅の待合室や八重洲口に不渡手形の闇市場が立ちまして、毎日千人からそれらの不渡手形のブローカーが集まつておると伝えられておるのであります。一方におきましては、政府の自由放任、弱肉強食的な金融政策は、ビル建築であるとか待合、高級料理店の建築というような、不生産的な方面に貴重な資金を消費する結果と相成りました。これは対外的にまで問題を提供するということになつたので、銀行法の改正にまで發展しようとしたいたしましたけれども、この大震省と市中銀行の輔助局は大震省の勧奨に基くところの自主的融資規制ということで「けり」を付けようとしているのが今の段階であります。なお又日銀の貸出高を見ますと、月末二千三百億の巨額に達しまして、年末には更に増加することは必至でありますし、全國の銀行は勘定におきましても、預金が一兆三千三百億に対しまして貸出が一兆四千百六十億という状態であります。從つて、この言われるところのオーバーローンにいたしましても、利用しておるところの中小企業のはうへ廻つておる資金というのは、従来の比率から推定いたしましても約三〇%にも満たないのではないか、而も生産を背負うところの部分に比べますと、そのウェートは極めて少いと言わなければならぬ

開いて、政府當局に対して更に具体的に本院の懸念に応えるかという点についても、あらゆる角度から質問をいたしまして、差迫りました中小企業に対する年末金融の問題に当院として最善の努力をいたしたいと存する次第でございます。政府におきましても、この本院の繪意を休しまして、可決されましたがには、迅速に適切にして有効なる処置を講ぜられんことを強く要いたします。提案理由の説明いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し討論の通告がござります。順次発言を許します。山本米治君。

【山本米治君登壇、拍手】

○山本米治君 只今上程されました決議案に対して、私は參議院自由党を代表して賛成いたします。

今更申し上げるまでもなく、我が国の中小企業は農業と並んで国民経済構造の中核をなすものであります。従つて、中小企業などをどうするかという問題は、いわば日本経済をどうするかという問題にも等しいのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)一休何が中小企業であるかということ自体に關しても議論はございますが、例えは工業において従業員五人以上三百人以下のものを中小企業ということにいたします。すると、その工場数は全国の九割八分以上、従業員数及び生産額はいずれもべられましたように、或いは輸出品の生産者として、或いは生活必需物資の生産者として、或いは又大企業の下請業者として働いておるのであります。我が國工業におけるその地位は頗

る重要なのであります。然るに我が國の中小企業は一般に資力が薄弱であります。而も經營が合理的でないためには必ず其つ先にその弱体性を暴露する、こういうふうになつておるのであります。例えば第一次大戦後の景気反動期において然り。或いは又昭和二年の金融恐慌、或いは昭和五、六年の世界的經濟恐慌期において然り。又満洲事変後の日本經濟の根本的再編成期におきまして、更に近くは終戦後のインフレ收束期におきましても、これは我々の経験したところであります。一休我が國になぜかくも多數の中小企業が存在するかということを考えてみますと、それは結局國內資源が貧弱であり、一方、人口が多い。而も我が國の産業が先進資本主義国に比較いたしまして著しく立ち遅れておる。こういうような自然的乃至は歴史的條件に基くものでありますて、これはいわば我が國に與えられた經濟的宿命とも申すべきものであります。勿論中小企業は中小企業なりに、その獨特の存立分野もありますし、例えば雜貨工業におけるなど、一般的に申しますと、何と言ひます。ごとく、業種によりましては却つて中小企業が便利乃至有利であるといふようなものもあるのでありますけれども、一般的に申しますと、何と言つても資力が小さく、能率が悪い。それから經營が不合理且つ又不健全でありますから、問題は頗る複雑であり且つ困難なのであります。

蔵大臣はどこに行つたのか」と呼ぶ者あり)しばく金融のみの面から取扱いられる傾向があるのです。私はこれに対しても強き異見を有しております。経営には金融が一番問題である。経済情勢の変化に伴う対策にいたしましても、又企業が危機に陥つた場合の突破策にいたしましても、常に資金を必要とするることは事実であります。この点において、大企業が、或いは合理化資金なり或いは又清算資金なりというようなものの融通の受けやすいのに反しまして、中小企業にとりましては、金融機關の窓口は頗る狭き門となつておるのであります。近頃では大企業の金融も決して榮ではないのでありますけれども、比較的の意味におきましては、中小企業のそれは一層困難であります。故に金融面からする中小企業の窮屈と申しますが、これを否定するつもりは毫もありませんけれども、ただこの問題を深く掘り下げて考えてみますと、その核心は実は金融以前のことにあるのを発見するのであります。即ち表面上に現われる形は金融難であり、金融逼迫といふことでありまして、その内側を覗いてみると、そこには、資本力が弱いとか、或いは設備や技術の劣悪であるとか、或いは又経営の不合理等々があります。従つて金融だけで中小企業問題のすべてが解決できるといううまい解説は極めて浅薄皮相の考え方方でありますと言わなければならぬのです。

それはそれといたしまして、今日中
小企業が資金の不足に悩んでいるとい
うことは現実の問題でありまして、こ
れに対しまして金融の面からも何らか
の対策を講じなければなりません。すで
に述べましたように中小企業の金融問
題は、主としてそれが近代企業として
の要件を具備していないということ
が主点でありますようけれども、中に
は、立派に金融を受ける能力がありな
がら、企業の柄が小さいために面倒が
られたり見逃されたりしているものも
ないのであります。又一時
僅かの資金を乞うれば、そのあとは
立派に将来立ち行けるという見通しが
相当確実なものでも、それが得られな
いたために落伍してしまうという場合も
多々あるのであります。かかる場合に
温かい金融的援助の手を差し伸べると
いうことは、單なる救済ではなくて、
健全なる中小企業の育成という趣旨であ
ら絶対に必要であると私は考えるので
あります。政府はかねて中小企業の金
融問題につきましては相当の配慮を行
なつておるのでありますし、例えば商工
中金や国民金融公庫の資金の充実等
相次いで断行し、又一般会計の余裕金を
を以てする指定預金も、市中大銀行等が
らの分は先般これを引受けましたるに
かかわらず、主として中小企業を対象と
する金融機関の分はこれを存置し、
その金額は四十五億円に達しております
す。又日本銀行の興銀、勵銀、商工中
金及び北海道拓銀等に対するいわゆる
別枠融資も四十三億円に及んでおりま
す。又先年設けられました市中銀行の
中小融資特別店舗の貸出は九月末七千
三億円を算しております。見返資金が

らの中小企業に対するところの設備融資はその開始以来三十億円に及んでおりますが、手続の困難その他いろいろの関係でまだ二十七億円を余してゐることは、この金詰りの際誠に残念なことです。ともかく政府は、中小企業の金融に対しまして極力手を盡しておられますけれども、なお且つ、この頭の金詰りは相当厳しいのであります。過般一郎商社の倒産もありますし、特に年末を控えて、このところの中小企業は金詰り、その金縛りに狂奔している次第であります。そこで、例の問題の闇金融が跋扈したり、その他ましまからざる現象も生じてゐる懸念がありますので、政府はこの際中小企業の金融のために更に一段の努力をいたすことを期するよう強く要請いたします。こういう意味合いであります。こうして、私は本決議案に対して全般的に賛意を表するものでございます。(拍手)

めたいと思います。引続いて開かれます大蔵委員会において十分具体的に政府当局と質疑応答を交わしたいと思つております。

先ず第一に、從来とられてゐる金融政策において、物価並びに生産の実態に合つた通貨量というものが必ずしも考えられておらない。通貨の量の面の面から規則などと云ふことが考えられてゐる。具体的には今年末の通貨発行量は五千百億円で抑える。物価の状態、生産の実態がどうあらうとも、五千百億を一応きめられた線として、すべてをその枠内に押込もうとする傾向がある。こういうふうになつて参りますと、いわゆる一般的な金融の引締めという結果は、必ずしも国民経済的に考えなればならない産業に金が廻らなくて、弱体企業であるところの中小企業その他採算のよろしくない企業が不當に圧迫を受けるわけであります。この点について十分な注意が拂われなければならぬと思います。最近の倒産その他のいわゆる恐慌現象は、中小企業並びに商社の段階にとどまつてゐるに過ぎませんが、万々一、これがメーカーの段階にまで飛び火するようなことがあれば、相當山々しき問題が起るといふことは、十分戒慎しなければならぬ問題であると思ひます。

第三点は、この中小企業の金融難い問題も、結局は大企業の金融の「わ」が中小企業に寄せられている。多くの中小企業を協力工場として抱えた大企業は、その金詰りの「わ」を小企業に寄せて、労働賃金にも等します。五月から八月末にかけての景気の加工賃を六ヶ月、七ヵ月引張つてなかなか拂わないというのが実情であります。五月から八月末にかけての景気の

中だるみ、それに加えて電力不足による操業度の低下、このための中小企業の採算不振、いわゆる収益の減少、そのため、必ずしも金融機関からの融資額には変りはないとしても、資金限りの面においては収益の減少によつて企業は自己資金が予定通り入らない、従つてやりかけておつた設備の増設は既定方針通りやろう、その金の不足分を中小企業に持つて行くというような面がかなりあるのであります。又最近は織維を初めとして諸物資が値下りをしている。いわゆる金融相場が現われてゐる。こうなつて来るとますます物は売れないと、春高を生じて来る。従つて換金できない。結局売上げの面からも企業の手許資金が不足して来る。ますますその「しわ」は中小企業に寄つて来るというような現状でござりますのとながら、かかる笑情を考慮して、大企業等に対する金融措置についても、而もその企業への金融がまだ漠然たる金融でなくして、必ず中小企業に流れるように、工賃等において六ヶ月も七ヵ月も支拂が遅延するというような事態の起らないよう、十分な措置を講じての融資を考えて頂きたい。

その次は、最近、只今も申しまして下落をいたしております。これは極端に言えば投げた状態、ただに国内問題で投売をする。海外の市況を混乱させ、日本品に対する不信を呼び起しその果ては結果日本商品の海外輸出が阻害されるという結果に相成るのであ

ります。春高ということが言われておりま

す。春高相場といふことが言われて

いる。年末年初は一応物は安い。併

し春には高く売れるようになるであ

る。こういうような安易な気持で、一

応この年末年初の物価下落現象を楽観

的に考へるということは、只今の国際

情勢等から考へて相当考慮を要すべき

問題であると思ひます。朝鮮事変の推

移、又米国を初めとする西欧諸国にお

ける軍艦のテンボの緩慢化等から考へ

れば、私は春高相場を期待することは

相当無理であると考えるのであります

。従つて年末から年初にかけての日

本商品の海外における値下り、又その

足許につけ込み海外商社からは相当安

く買ひ叩きに向つて来る。そこで一旦

定めた日本商品の値段といふものを見

りこなして、これは小さいから何も問

題にする必要はないのではないかとい

うような感を與えがちでござります

が、併しながら日本の再建といふもの

が貿易再建にあるといたしまするなら

ば、又六〇%の貿易量を中小企業者の

手によって生産されておるといたしま

るならば、私は、ここに政府におき

つけたという意味をも含まれておると、

私は信じておるのであります。自由党

を代表されまして賛成討論にお立ちに

なりました山本君は、自由党の参議院

のみを代表すると局限をされて発言を

されましたが、なすべくして、なされな

ればならない問題を政府が怠つてお

る、いわゆる飢餓輸出、出血輸出を強

調する事態に陥るのではないか。こ

から行くならば相当長期に亘つて困難

である。従つて鶴川辰興とは言ひなが

ら、いわゆる飢餓輸出、出血輸出を強

調する事態に陥るのではないか。こ

から行くならば相当長期に亘つて困難

ために、消極的な方法ではどうけれども、徴税の問題に対し手加減を加え、緩和をする意思がないかどうかということを、併せて質問をいたしたのでござりまするが、大蔵大臣は、皆様がお聞きの通り、税金というものは納期によつて納めなければならんというふうに、その消極的な対策をも否定をされたのであります。只今私たちが悲間に聞くところによりますと、日本再建に何ら役に立つてないところの料理屋、飲食店、こういつたような業者の諸君は、税金を手加減を加えてももらつたために相当額の寄附金を要請されておる。従いまして、そういう面におきましてはかなり税金の緩和も図られておるのでございますが、日本再建に最も貢献をしておりまするところの中企業者の諸君は、こういう手段方法がとられてないのでござりまするからして、年末に参りますると、例年のことにして税金のために苦しめられておるのであります。勿論提案者の提案理由の中には税金のことは含まれておりますので、私がこの問題に触れるとは或いは余分であるかも知りませんが、私の緊急質問をなし、更に併せておられたように、迅速に手を打たるべきであるということを強硬に申入れました。おいたしまして、更にこの決議案に賛成の方の意を表する次第でござります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 塙野清雄君

(塙野清雄君登壇、拍手)

○塙野清雄君 私は国民民主党を代表いたしまして、只今上程せられたした決議案に対しまして賛意を表するものであります。

本年の春以来の景気の中だるみは、中小企業に対しまして甚大な打撃を与えたのでありますて、現に十一月現在におきまして、中小商社方面には種々と倒産或いは整理の段階に入つたといふようなものが相当あるのであります。これに加えまするのに、銀行の貸出抑制といふようなものと相俟ちまして、中小企業の倒産は、今後相當大きくなる増大するのじやないかといふようなことを懸念されておるのであります。

政府はこれらの中企業問題に関して、いわゆるこの中小企業の危機緩和の慢性化に備えるために、去る六月以來、相互銀行法、或いは信用金庫法、又国庫預託金の百五十億の再配分、百万元以下の小口貸出に對しまするところの臨時金利調整法の適用除外、或いは日銀中小企業別枠資金の再度の増額をとくいうよつなものによりまして、中小企業の金融対策を緩和して參つたのであります。引続きまして前国会におきましては、商工中金法又信用保険制度の改正といふよつなるものを國られたのであります。ですが、商工中金の改正に關する点までは、皆様すでに御承知の通り放取上げておるのでありますて、一般中小企業者側の要望しておきました商工中金の政府出資の増額といふような明確

題、並びに商工省の消化促進のための政府資金の貸付による引受増加とともに、これら中小企業者自体が強く要望しておりますのであります。いわゆる私どもが考案するなら、制度にのみ重点を置きまして、資金源は全く放任されておらないのであります。私どもが考案するなら、制度にのみ重点を置きまして、資金源は全く放任されでおるというような、実質的なない改正であります。お座なりの中企業金融対策に終始したといふことは、私ども甚だ遺憾に存じておるのであります。

いたしましても、そのしわ寄せが一層中小企業の金融難に拍車をかける、言い換えるなら金融難を激化せしめるということは、私は断言して譲らないところであるのです。

勿論、中小企業の金融難を一撃に解決するということは非常に困難なことがあります。現在のように、資金の需要が非常に多い半面、預金は抄々しないといつてよいう状態であります。融機関の手許が苦しくなつておるということは、先刻自由党の山本君からお話をあつた通りと思うのであります。それに加えますのに、インフレ抑制の建前から金融引締めを強化いたしまして、日銀券発行高の膨脹を抑えようとする結果から、必要な資金もぎりぎりの最後にならなければ貸出しをしないといふような傾向が強くなつておるのであります。私が、どうせ貸します資金なら、ざりくになつてから貸出すよりか、早目に貸出したほうが、春の効率というような面から行きましても、よほど有効ではないかといふようなるべく考えるのであります。それは年末金融には一定の期日があるのであります。期日前に貸すといふようなことは、資金が浪費せられ、或いはインフレを助長するといつてよくなりまして、通貨発行高の膨脹にのみとならない方もあるのです。これ回収確実にしておきますならば、そこそこことは防げないことはないのですが、らわれまして、そうしてぎりくにならねば貸さないということは、決して

当を得た策ではないと考えられるのであります。

要するに年末金融に対しましては、資金源のところの対策といたしましては、中小企業の性格からいしましても、年末金融に最も範囲を広く適用できますところの日銀の中企別枠の拡大、或いは国庫余裕金の預託等、国家資金を思い切って注ぎ込む以外に解決の途はないと考えられますので、大蔵大臣は、この面に対しましては積極的な熱意を示され、そういうことによりまして中小企業に対する適切なる年末金融処置を講ずべきとを強く要求いたしまして、私の本決議案に対する賛成論を終了いたす次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本決議案の採決をいたします。本次議案に賛成の諸君の起立を求められます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認められます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し大蔵大臣から発言を求められました。池田大蔵大臣。

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 中小企業の年末金融に対しまして只今御決議がなされたのでありますが、私は、この決議がなされたのであるまでもなく、つとに中小企業の事情がござりますので、あらゆる努力を傾注して参つたのであります。が、御決議の趣旨に副いまして、今後とも今までに並んで努力いたしたいと考えて

如欲长期保存请勿使用此功能

であるということになります。そして、この三千二百三十七人のうちで、排除法によつて財閥関係役員に該当しない承認を受けた者を差引いた潜在該当者二千四百九十六人というものが、この法律の廃止によつて全部人の活動の制限が解除せられることとなるのであります。

臣官房財閥役員審査課で行なつてます。それで十三名の職員がいります。ありましたが、そのうち、現在残務整理に入つておりますとして、四残つておるということであります。内閣委員会はこの法框架を審査しました結果、只今申上げましたな諸点を明瞭かにいたしましたの

論出版を本來の自由な姿
のであります。従いま
たな事情によりまして、新
規當に關する法律はもは
つてしまつたのであります
の際これを廢止すると共
つて総理府設置法の一部
まして、新聞出版用紙割
であるところの新聞出版
びその詰問機關であると
版用紙割當審議会を廢止
法律の提出の理由であり
委員会において、本案
まして質疑應答を重ねま
査と共に二回開き、そろ

に復帰せしめ
して、かよう
即出版用紙の
や不需要にな
るから、こ
とに、これに伴
を改正いたし
を実施機関
の審議に当り
して、予備審
査の新規出
するがこの
ます。
議決したので
一千八百万ポンド、それから割当外の
ものが五、六百万ポンドあり、計三
千五、六百万ポンド程度だらうといふ
ことであります。これは終戦直後の統
制を始めた時代と比べますと、その
時分には千六百万ポンドという数が明
らかになつたのであります。
次に、用紙撤廃をいたしましたが、
それが地方新聞紙にどういふ影響を及
ぼすかといふ問題であります。地方新
聞紙本来の記事を主とする立場に立場
りましたので、却つて地方新聞は悪いの
影響を受けない。読者の増加する状態
にあるのだ。但し地方新聞が最近一、
二度刊したことはありますけれども、これ
も、これは統制撤廃の結果ではないの
だということであります。
第三には、新聞出版用紙割当局の廢
止によつて定員をどういふらに整理
するかということであります。定員法
は質疑応答の結
算項申上げま
たのである。

熱心に質疑応答を重ねたのであります。これに対しまして明らかになりましたことは、木材使用の節約方法を研究すること、開拓樹ハルブ、或いは森林木村以外のもの、例えは藁であるとか葦であるとかいうような、こうじうもの纖維を混用する方法であるとか、或いは奥地林の開発に関するいろいろな方策であるとか、更に又バルブの輸入計画であるとか、進んでは森林法及び造林臨時措置法の励行によつて植林を徹底的に進めることといふやうな点に触れたのであります。併しながら、何といたしましても國土の荒廃が今日のごとく甚だしくなつて参り、災害増加のその巨大なる実情に鑑みまして、委員一同はまだそのような施策を以ては安心するわけには至らない状況であります。そこで、この問題は、單に農林省、通商産業省等、政府の一部の間の問題としてでなしに、國家全体の力を集結して、或いは立法の手段により、或いはその他のあらゆる方法を講じて解決すべきものであるといふ結論に達したのであります。

討論に入りました、三浦委員から本來には賛成であるといふ発言をせられまして、更に進んで、今日の山林荒廃

に復帰せしめ
して、かよう
やや不必要にな
るから、こ
に、これに伴
を改正いたし
当の実施機関
用紙割当局及
ころの新聞出
するのがこの
ます。
の審議に当り
して、予備審
議決したので
して全会一致
に用紙統制撤
質疑応答の結
数項申上げま
その後の用
といふ問題
の発行は四頁
又大いに向う
金が値上りに
個自然な傾向
れておる。そ
いたしまし
かと、かと、
る影響はない
力不足の事情
又新聞用紙の
つてあるかと
る現象の四月
いたしまして
委員、三浦委員
して、かよう
やや不必要にな
るから、こ
に、これに伴
を改正いたし
当の実施機関
用紙割当局及
ころの新聞出
するのがこの
ます。
の審議に当り
して、予備審
議決したので
して全会一致
に用紙統制撤
質疑応答の結
数項申上げま
りましたので、却つて地方新聞は悪い
方がいいという問題であります。地方新聞
紙本来の記事を主とする立場に立體的
に影響を受けない。読者の増加する状態
にあるのだ。但し地方新聞が最近一、
二箇月刊したことにはありますけれども、
これは統制撤廃の結果ではないの
だということであります。
第三には、新聞出版用紙割当局の廢
止によつて定員をどういうふうに整理す
るかということであります。定員法の改
正によりまして三千五名の全体を整
理することになります。その中で三十名
は転職あるいは配給転換が確
定いたしまして、五人が残務整理に當
つているという事情であります。この五
人も明年の三月末日までには転職せ
しめる見込であるということであります。
かようなことが明らかになりまし
て、委員会におきましては、委員会に
おける本案に対する審議は一應盡され
たのでありますけれども併し委員
会といいたしましては、更に重要な根本
問題といいたしまして、用紙資源の枯
渇、即ち内地森林資源の急激な減少に
対して深い關心を持つて、各種の事実に
ついて林野庁當局、通商産業省當局の
出席を求めて、カニニ委員、竹下
委員、三浦委員専門的な立場から、

熱心に質疑応答を重ねたのであります。これに対しまして明らかになりましたことは、木材使用の節約方法を研究すること、開拓樹ハルブ、或いは森林木村以外のもの、例えば藁であるとか葦であるとかいうような、こうじらむの纖維を混用する方法であるとか、或いは奥地林の開発に関するいろいろな方策であるとか、更に又バルブの輸入計画であるとか、進んでは森林法及び造林臨時措置法の励行によつて植林を徹底的に進めることというよろな点に触れたのであります。併しながら、何といたしましても國土の荒廃が今日のことく甚だしくなつて参り、災害増加のその巨大なる実情に鑑みまして、委員一同はまだそのよろな施策を以ては安心するわけには至らない状況であります。そこでこの問題は、單に農林省、通商産業省等、政府の一部の間の問題としてでなしに、國家全体の力を集結して、或いは立法の手段により、或いはその他のあらゆる方法を講じて解決すべきものであるという結論に達したのであります。

員これに賛同したのであります。よつて私は委員会の決議といたしまして、そのことを本案に附加えまして報告を申上げる次第であります。而してこの法律案は全会一致を以て可決すべきものと議決せられたのであります。(拍手)岩間正男君。

〔岩間正男君を壇上〕
○岩間正男君 先ほど中小企業に対する
金融の決議案が通りまして、その直

後にこの財閥の独占支配力をもつと強化するような、このような法案が同時に上程されおるところに、日本の国会の現実の姿があるということをつくづく感ずるものであります。(「大変な矛盾だ」と呼ぶ者あり)中小企業の金融逼迫が何から起つておるか、この点につきましては、余り先ほどの討論では深く触れられなかつたと思ふ。併し言うまでもなく、これは最近の、殊に戦争協力によるところの日米経済協力、これに基くところの独占支配の産業並びに金融政策、こういふものがはつきり中小企業の倒壊現象を起しているのであります。従いまして、先ほど中小企業の決議案に賛成されて、これの実現のために挺身するところの諸君でありますならば、同時に、このよくなれば財閥の復活強化、こういうものを企らんでいるところの法案には、これは全般的に反対せざるを得ないものであると私は考えるのであります。こうした立場に立ちまして、私は日本共産党を代表しまして、本法案には絶対に反対するものであります。

参議院会議録第三号 財團同族支配力排除法を廃止する法律案外一件

第一に、日本国民を今日の悲惨な植民地的状態に陥れましたところのあの太平洋戦争、その真に隠れた立案者は、組織者は、言うまでもなく三井、三菱、住友、安田等を初めてとするところの十大財閥であつたことは、すでに世界周知のこととあります。(ノーケ) 月一日に、マッカーサー元帥は、アメリカ上院議員マクマホン氏宛の書簡の中で、経済力の集中が戦争の暴力を組立てる中核を成したばかりでなく、その指導者たちが軍閥と協力して、戦争と征服の方に向国民の意思を形成したこと述べ、又直接間接の支配力を極く少數の日本人家族に與えていた伝統的な経済力のピラミッド組織を解体することこそが第一に必要な措置であると指摘しまして、財閥の同族支配力排除の必要性を強調しているのであります。

財閥同族支配力排除法はまさにこのようない觀點から立案され、実施され、財閥關係員は職業軍人及び極端な軍国主義者と共に追放されるに至つたのであります。財閥首脳部こそは第一級の戦争犯罪人であり、その罪を世界の平和愛好人民並びに日本国民の前に負うべきものであつたのであります。併しながら、これらの戦争製造者たちは巧みに生き永らえることができたのであります。そして今日それが残つておるその原因は、何であるかと言ふならば、一つは言うまでもなく財閥の組織機構にあるのであります。もう一つの原因是、それは政府のこの法案を実施するに当つてのサボにあつたのであります。即ち日本の財閥はもとより著しく封建的構造とその性格を持つておりまして、典型的な、主人、番頭、手代、丁稚等の關係で

貰かれていたのであります。従つて財閥の支配者たちが表面追放されたにしましても、その番頭、手代どもがこれに代つて大馬の勞をとつて、主家を安泰に置くために最善の努力を傾げて來たのであります。これはどの財閥にももので、殆んど共通のことであつまして、何よりも否定できない事實であります。従つてこの機構と組織を粉碎しない限り財閥解体は無意味であつたのであります。然るに本法律が実施されましてすでに四年を過ぎました今日において、財閥の代弁者や政府の協力によつて企てられまして、その解体が殆んど名目上の、形式的にとどまつてゐることは、今更言つまでもないことであります。政府は本法案の提出理由を説明しまして、我が國經濟の民主化の一大限目でありました財閥の解体は、今年上半期に至りまして、資本の面からしても、人の面からしても、完全にその目的を達成したものと認められるに至りましたので云々と述べてゐるのであります。ですが、これは世界と日本国民を欺くもので、甚だしいと言わなければならぬと思ふのであります。(「ノーノ」と呼ぶふたり者あり) このことは單に私がここで指摘するばかりでなく、すでに世界の良識ある人々が夙に論及しているところであります。例えば最近日本で広く読まれておりますところのシカゴ・サンの特派記者マーク・ゲインズ氏のニッポン日記、これを読みますと、完膚なきまでにその正体が抉り出されているのであります。即ちニッポン日記によりますと、財閥温存の事実はすでに日本

占領政策と共にその由来するところが非常に遠く、その内部機構の中にいろいろな形で当初からその芽が胚胎している。而もこれと巧みに結び付いた日本本の財閥の利益代表者たちが、陰に陽に密謀した姿が至るところに描かれているのであります。如何にこれらの財閥関係が教育にかけ、術策を弄したかということは、この卓抜した記者が鋭くこれを描写しているのであります。

そうして、これは、今、日本の各地に行われている、こうう蔽うことのできない事態の中におきまして、この法案が実は財閥の再建の野望を達成せんとしているのであります。同族支配力をここまで継続してもよろしいといふうなことをやるならば、これはまさに日本の現実というものを、こういうふうのから行われておる輿論とは遊離しなどろの仕事をすることになると思ふのであります。

これは一九四五年から四六年にかけての日本の実情であつたのでありますが、更にその後の情勢の変化は、一層、財閥の温存よりは、むしろその復活を、名目よりは実質的な再建を目指す拍車をかけていることは、事実がこれで物語つているのであります。私はこの事実を先ず指摘したい。即ち今日、日本は言つまでもなく帝國銀行、千代田銀行、大坂銀行、富士銀行等の十一社であります、これは旧三井、三菱、住友、安田等の諸銀行が單にその名稱を変えたに過ぎないのであります。看板だけではあります。これらの時

五%を占めており、貸出先の会社へはお目付役として当然重役を派遣し、日本の産業をまさに支配し、更にこれに對して君臨していることは、戦時中と何ら變りない有様であります。又日本の産業は、現在政府が何と強弁しようとも旧財閥によつて抑えられていることは、まぎれもない事実であります。例えば紡織業はその全生産局の九三%、スフ、人絹業はそれべく一〇〇%、九九%が、いずれも三井、安田、日曹等の旧財閥の支配下にあるのであります。又製紙、石炭、石油等は、旧財閥等の会社がそれべく全生産高の七〇%、四一%、一〇%を占めている有様であります。更に、日本産業の骨格をなし、戦争経済の支柱であるところの鉄鋼業、造船業、自動車業等、いわゆる基幹産業におきましては、これ又三菱、住友、三井等の旧財閥会社がそれべく一〇〇%、八八%、八四%を独占しているのであります。このことは、ソーダ、硫安、セメント業等におきましても、又決して例外ではないのであります。

迫い込まれておる現状におきましては専更のことあります。このよつにしまして——支配者どもは、今や尋ねからまるで「脅を擱り出すようなことまでしまして、日本の旧組織、旧機構の一切を擱げてその戦争目的に奉仕せんとしているのであります。(拍手)〔そだ」と呼ぶ者あり〕このために政府は、口に自由主義を唱えながら、又民主主義を唱えながら、一方、戦争に反対する平和運動の彈圧、労働者、農民、市民、学生等を圧迫し続け、団体規正法、労働三法の改悪、ゼネスト禁止法の制定、集会テモの大制限等を企らみまして、ます／＼ファッショ体制を強化しておるのであります。又金融面におきまして、中小企業、民族資本の面におきますところのこの最近の悲惨な状態につきましては、先ほど私が申述べましたように、この演壇で現にあるような決議案が通らなければならぬ事実が何よりもこれを物語つておるのであります。

日本共産党はこれらの法案に対しまして、飽くまで日本の平和を守り、民族の独立を達成せんがために、これら日本を再び戦争に駆り立てるその準備おさおさ怠りなしとして進められており

迫い込まれておる現状におきましては専更のことあります。このよつにしまして——支配者どもは、今や尋ねからまるで「脅を擱り出すようなことまでしまして、日本の旧組織、旧機構の一切を擱げてその戦争目的に奉仕せんとしているのであります。(拍手)〔そだ」と呼ぶ者あり〕このために政府は、口に自由主義を唱えながら、又民主主義を唱えながら、一方、戦争に反対する平和運動の弹圧、労働者、農民、市民、学生等を圧迫し続け、団体規正法、労働三法の改悪、ゼネスト禁止法の制定、集会テモの大制限等を企らみまして、ます／＼ファッショ体制を強化しておるのであります。又金融面におきまして、中小企業、民族資本の面におきますところのこの最近の悲惨な状態につきましては、先ほど私が申述べましたように、この演壇で現にあるような決議案が通らなければならぬ事実が何よりもこれを物語つておるのであります。

と、すでに船台は赤詰び、その經營は破綻に瀕しております。藤永田造船、日本钢管鶴見工場、石川島重工業、函館ドックの四つの造船所は、来春早々閉鎖の止むなき状態に立ち至るであります。又そこに勤めておる一万余千の造船労働者の失業は必至であります。これに関連する八万と予想される労働者は失業するのであります。差迫る年末に当つて、年末手当もちらえず、越年の生活におののいておる造船労働者の諸君や、二十万トン建造の曉を待望いたしまして乗船の機会をひたすら待機しておる一万数千名の失業船員は、なお続く失業の不況に泣くのであります。我が國經濟自立の基幹となるものは重要産業の開発であり外國貿易の振興であることは申上げるまでもございません。貿易を振興して、この貨物を日本船で輸送し、外貨、特にドル資金を増大して国際收支の調整を図ることが、我が國經濟安定の基礎條件であります。四面環海の國日本の自立は必ず船腹の増強によつて達成されるのであります。貿易外收入によるドル資金の獲得に全力が傾けられ、国際收支の均衡を正常たらしめる基幹をなすものは実に海運産業の増強であります。政府はこの点に思いをいたされまして、全産業に優先して船腹増強のために積極的な施策を講すべきであると思つのであります。

船を確保する方法如何、見通し如何の間にこういう方法で五万総トンを建造するという計画は立ちません。従いまして先般の閣議におきましても、三十五億円の新規の見返資金、そうして計画にいたしたのであります。こういう関係から申しまして、来年一―三月の分は、今後金融市場或いは経済状況を見まして、できるだけ努力しようと、いうことにつけておるのでございまして、具体的な問題は私にもまだきまつていないのであります。

次に、見返資金を出してはどうか、出すことが困難ならば市中銀行から出して、そうして開發銀行が肩替りしてはどうか、こういうお話をございます。が、開發銀行の肩替りという問題は、市中銀行が短期金融であるべきものが相当額を長期資金として出しておる。これは金融の適正化から言つてよくなきから、開發銀行が肩替りした場合におきましては、その肩替り資金は日銀に返すか或いは短期資金として使おうという趣向の下に肩替りの問題が起つたのであります。然るところ、市中銀行が長期資金をやつて、それを開發銀行が又肩替りするというのでは、肩替りの意味がなくなつてしまします。こういうことは金融制度上よくないものであります。私は開發銀行が造船資金の新たな市中銀行から出たものを肩替りするという方針はとりません。そうやつて来ると、個々の造船会社で船台があいて閉鎖する悲運になる

のではないか、こういう御質問でござりますが、私は個々の会社につきましては、して適当な方策をとるよう検討を続けております。なお、造船問題について政府は積極的施策をとるべしといふお話をござります。従来も積極的施策をとりまして、昭和二十四年以来見返資金のほうから大体四百三十億円を今まで計画いたしております。百二十万トン造つておるのであります。日本の国力から申しまして、年に四十万トンの新造船をするということはなか／＼困難でござります。三十万トンでも精一杯。今は見返資金があるからよろしくございますが、お話を通りに四十万トン来年計画すると申しますと、少くとも六百四十億円の金が必要であります。外貨の獲得は必要であります。今、産業状態を見ますると、電力不足であらゆる産業が困つてゐる。私は先ず水力を使って、そうしてできるだけ残りを造船を持つて行く。こういうことにいたしましても、来年度の見返資金は、若し今計画しているように、国債の五百億円を償還するならば三百億円しかない、片一方では本力のほうで数百億円を要求しておられるのであります。四十万トンの六百四十億円といふのはなか／＼出にくいのであります。これは産業といふものがあるがつてのことだと思います。そこで、私はできるだけ国民の皆様がたに貢献をしてもらいたい。政府は不要不急のものを極力避けて、そうして産業資金に当てて行こうとしたしているのであります。こういう状態でござりまするから、今まで大体年に四十七万トンの建造をして参りました。これは見返資

金があつたお蔭でござります。これがなくなつてしまいますると、上ほどの努力が必要でござりますので、今、本力の開発、造船ということにつきまして苦慮いたしている状況でござります。御趣旨はわかりまするが、できる計画しか立てられないと思ひます。

(拍手)

〔国務大臣山崎狂君登壇、拍手〕

○国務大臣(山崎狂君) お答えいたしました。

大体松浦君のお尋ねの要点は、造船に要する金融措置の運営についてのお尋ねがその重点であったように承わつたのであります。金融措置の状況につきましては、主管大臣たる大蔵大臣より詳細に只今お答え申上げた通りであります。大体これらの大蔵大臣のお答え申上げたことは、政府として十分に論議を盡し、その結論に到達した結果をお答え申上げたのでありますて、運輸大臣といたしましては大蔵大臣の御答弁申上げたことを以て同様の答弁いたしたいのであります。(拍手)

〔国務大臣周東英雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(周東英雄君) お答えいたしましたが、造船の必要だということについては全く御趣旨は同様であります。先ほど大蔵大臣から答えましたように、それがために資金について非常に苦慮いたしておりますので、只今直ちに一一三月についてどのくらいと、いう計画の立たぬことは申上げたりであります。併し重要性に鑑みまして、今後の財政金融状態を見てできるだけの努力をいたしたい、かように考へている次第であります。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 参事に報告せます。
〔参事朗説〕
本日委員から委員会審査省略要求書を附して左の議案を提出了た。
参議院規則の一部を改正する規則案
(川村松助君外二十四名発議)
本日委員長から左の報告書を提出した。
国家公務員法等の一部を改正する法律案修正議決報告書

卷之三

安井 謙
加藤 薄淵 春次
赤木 武德 岡本 愛祐
杉山 昌作 高橋 道男
片柳 真吉 小宮山 常吉
小笠原 三三男 植 老夫
中村 正雄 原 虎一
相馬 助治 大隈 信幸
境野 清雄 油井 賢太郎
矢嶋 三義 水橋 藤作
兼右 傳一

参議院議長佐藤尙武殿

参議院規則の一部を改正する規則
参議院規則の一部を次のようにより改
正する。

第七十四條第二号中「十三人」を
「十人」に、同條第五号中「十人」を
「十五人に、同條第十七号中「十二
人」を「十人」に改める。

(一) 公益事業委員会の所管に属す
る事項

(二) 土地調整委員会の所管に属す
る事項

同條第十六号に次のように加え
る。

(三) 首都建設委員会の所管に属す
る事項

〔川村松助君登壇、拍手〕

○川村松助君 只今議題となりました
参議院規則の一部を改正する規則案につきまして、発議者を代表いたしまして提案の趣旨を御説明申上げます。

本改正案の要点は次の二点でございます。第一点は、諸般の情勢に鑑みましても外務委員会の委員の数を増員する必要があると認められますのでその数を十五名といたし、これに応じて

他の委員会の定員に調整を加えようとするものであります。第二点は、現在首都建設委員会の所管に属する事項は、これらがいずれも總理府の外局でありますので、内閣委員会の所管となつてゐるわけでござりますが、その所管事務の内容よりいたしまして、この際それぞれ通商産業委員会及び建設委員会の所管とすることが適當と認められますので、その趣旨の改正を行おうとするものであります。

国家公務員法等の一部を改正する
法律案
右の本院提出案を「」に送付する。
昭和二十六年十一月十三日

国家公務員法等の一部を改正する

右の本院提出案を以下に添付する。
昭和二十六年十二月十三日
衆議院議長 林 譲治
參議院議長 佐藤尚武

三に掲げる特別職の職員の受け
る給與の額、支給條件及び支給
方法は、国会議員の歳費、旅費
及び手当等に関する法律（昭和
二十二年法律第八十号）及び同
法第十三條の規定に基く国会議
員の歳費、旅費及び手当等支給
規程の定めるところによる。

第三條 一般職の職員の給與に関する
法律（昭和二十五年法律第九十
五号）の一部を次のよう改訂す

は、去る二十三年十二月の国家公務員法の第一次改正法律附則第十一條の規定によりまして、本年十二月三十一日までは一般職に属する職員とされておりまするが、この期限満了後も引き続ぎ一般職として置くか、又はこの際特別職に切替えるか、いずれかに決定しなければならないのでありまするが、国会の職員が一般職として人事院の管理の制約を受けますることは、国会の独立性と自主性に鑑みて不合理であるので、これを明年一月一日以降特別職

に復帰せしむることとし、これに伴う若干の規定を設けよとながめのでござります。

本法律案は衆議院におきましては委員会の審査を省略いたしまして、去る十三日に本会議に上程可決せられ、同日参議院に送付せられたのであります。さて、昨十四日、本委員会に付託になつたものでありまするが、本委員会におきましては直ちに会議を開きまして、

提案の理由の説明を聴取し、更に又衆参両院の事務当局者及び参議院の職員の代表者の意見をも聴取いたしました

2 一日から施行する。
この法律による改正規定により
支給する国会議員の給與の額

は、予算の範囲をこえないものとする。

〔杉山昌作君登壇、拍手〕

国家公務員法等の一部を改正する法律案の人事委員会におきまする審査の経過並びに結果を聞取申上げます。

本案は衆議院議院運営委員長石田博英君の発議による同院の提出案で、これが

しますが、その要旨は、国会の職員

際、速かに国会職員法の改正を準備

態と照らし合せまして種々の無理、矛盾、不適当な点がありますので、この

は眼ついた規定でありまして、それをそのまま復活してこれが適用をするところになりますと、今日の状

の国会職員法は昭和二十二年の四月の制定にかかり、二十三年十二月以降

に切替えるということについては勿論何らの異論はないけれども、切替後の職員の身分その地を現するところ

て、慎重に検討を加えて参つたのでござります。而して討論に入りましたところ、千葉委員は、国会職員を特別職

提案の理由の説明を聴取し、更に又衆参両院の事務当局者及び参議院の職員の代表者の意見をも聴取いたしました

本法律案は衆議院におきましては委員会の審査を省略いたしまして、去る十三日に本会議に上程可決せられ、同日参議院に送付せられたのであります。さて、昨十四日、本委員会に付託になつたものでありまするが、本委員会におきましては直ちに会議を開きまして、

に復帰せしむることとし、これに伴う若干の規定を設けよとながめのでござります。

は、去る二十三年十二月の国家公務員法の第一次改正法律附則第十一條の規定によりまして、本年十二月三十一日までは一般職に属する職員とされておりまするが、この期限満了後も引き続ぎ一般職として置くか、又はこの際特別職に切替えるか、いずれかに決定しなければならないのでありまするが、国会の職員が一般職として人事院の管理の制約を受けますることは、国会の独立性と自主性に鑑みて不合理であるので、これを明年一月一日以降特別職

永井純一郎君	片岡 文重君	岡崎 真一君	黒田 英雄君
門田 定藏君	中田 吉雄君	中川 幸平君	一松 政二君
上條 愛一君	堂森 芳夫君	中山 薮彦君	中川 以良君
松永 義雄君	原 虎一君	赤木 正雄君	廣瀬與兵衛君
加藤シヅエ君	赤松 常子君	大野木秀次郎君	加藤 武德君
山田 節男君	島 清君	山本 米治君	松平 勇雄君
若木 勝藏君	小西井義男君	栗山 石村	鶴井治三郎君
田中 一君	岩崎正三郎君	松浦 幸作君	田方 進君
島 一君	村尾 重雄君	森崎 荒太君	山縣 勝見君
小西井義男君	正雄君	伊藤 安夫君	山本 幸一君
大野 幸一君	栗山 良夫君	須藤 清一君	米治君
相馬 助治君	吉川末太郎君	森崎 順一君	米治君
山下 義信君	岩間 正男君	伊藤 修君	幸一君
吉川末太郎君	千葉 信君	須藤 修君	勝見君
岩間 正男君	森 八三一君	五郎君	大野木秀次郎君
水橋 蘭作君	江田 河崎	傳一君	山本 幸一君
森 八三一君	木下 源吉君	眞琴君	米治君
三橋 貞治君	内村 清七君	隆君	山田 佐一君
千田 正君	ナツ君	三郎君	中川 松助君
石川 清一君	孝平君	定義君	西山 魁七君
荒木正三郎君	高田なほ子君	辰雄君	泉山 三六君
松原 一彦君	矢嶋 三義君	木下 源吉君	小林 英三君
堺越 錢郎君	菊川 孝夫君	内村 清七君	池田七郎兵衛君
議郎君	木下 源吉君	ナツ君	館 哲二君
高木 正夫君	高橋 宗敬君	孝平君	市三三君
岡本 愛祐君	田村 文吉君	辰雄君	中川 松助君
玉柳 實君	高橋 道男君	木下 源吉君	西山 魁七君
長島 銀蔵君	竹下 駒次君	内村 清七君	泉山 三六君
秋山俊一郎君	高木 正夫君	ナツ君	小林 英三君
宮田 重文君	岡本 愛祐君	孝平君	池田七郎兵衛君
石川 深水	玉柳 實君	辰雄君	館 哲二君
六郎君	長島 銀蔵君	木下 源吉君	市三三君
大矢半次郎君	秋山俊一郎君	高橋 宗敬君	中川 松助君
草葉 隆圓君	高橋 道男君	田村 文吉君	西山 魁七君
大谷 翁潤君	高木 正夫君	高橋 宗敬君	泉山 三六君
加納 金助君	岡本 愛祐君	竹下 駒次君	小林 英三君
義臣君	玉柳 實君	高木 正夫君	池田七郎兵衛君
〔金子洋文君登壇、拍手〕			
反対者(青色票)氏名			
五十一名			
堺越	高橋	内村	河崎
議郎君	宗敬君	清七君	源吉君
高木	道男君	孝平君	孝平君
岡本	文吉君	辰雄君	辰雄君
玉柳	道男君	木下	源吉君
長島	高橋	源吉君	源吉君
秋山俊一郎君	竹下	高橋	高橋
宮田 重文君	高木	高橋	高橋
石川 深水	岡本	高橋	高橋
六郎君	玉柳	高橋	高橋
大矢半次郎君	長島	高橋	高橋

○金子洋文君 私は日本社会党を代表しまして、再軍備に反対し、平和憲法を擁護するために、吉田大臣がいらっしゃいませんから、政府に対して質問をいたしたいと存じます。

ものであり、平和憲法を否定して日本
の再軍備を企らむ人々の神經戦に乗せ
られたものと言わねばなりません。
(ノーケ)「そうだ」と呼ぶ者あり、
拍手)なぜかなれば、ソ連や中共が日
本を侵略するということは第三次世
界大戦を意味するものでありまして、
容易になし得るものではございません
ん。若し仮にそういう事態が起つたと
しましても、「困る、国民党」と呼ぶ者
者あり)日本經濟の許す範囲の軍隊な
どといふものは、敵軍に対する竹槍の
ようなものでありますて、却つて禍い
を大きくるものと言わねばなりません
ん。(少し共産党じみているな)と呼
ぶ者あり、(笑声)ソ連の直接侵略は、
ヒトラーと共同してそれも利益を分
配したボーランドに見るだけでソ連衛
星国の革命には自國の軍隊を使わない
で、他の方法を以て支援しているので
あつて、それらの衛星国には經濟の許
す最大の軍備があつたことを忘れては
なりません。中国の革命もその通りで
ありますて、中共の勝利を助けるため
にアメリカが絶大な援助をした結果と
なつてゐるのであります。従いまし
て、日本の眞空を誇大に宣伝する人々
の意図は、これら的事実に眼を掩つて
再軍備を強要する最も悪質的なものと
言わねばなりません。(そうだ〜)
(ノーケ)「不見識なことを言うな」と
呼ぶ者あり)率直に申しますならば、
日米安全保障協定の主たる目的は、講
和後の日本の眞空もさることながら、
條約前文の後半に謳つてあるように、
朝鮮動乱をできるだけ早く有利に解決
するために、講和後も、
日本国内及びその附近に
——ここにあるのでありますて、田

本の真空などは附隨的なものと申され
ばなりません。(「そ、だ」と呼ぶ者はあ
り) そのことは吉田總理と取り交わし
たアチソン長官の書簡に見ても明らか
であります。日本と日本の真空などには一
言も触れておりません。ひたすら朝鮮
の動亂を察して、國際連合の行動に
従事する軍隊を日本国内及びその附近
に置いて、支持することを日本国が許
し、且つ容易にすること、又日本の施
設及び設備の使用に伴う費用が現在
通りに、又は日本國と当該國際連合と
の間で別に合意される通りに負担され
ることを望んでいます。

(「何だから知らないよ」と呼ぶ者はあ
り) このアチソン長官の書簡に見る考え
方が、日米安全保障協定が結ばれるに
至つた現実的な根本的な狙いであると
思います。従つて日本の希望によつて
アメリカが軍隊を置いてやるという恩
惠的な條文は、客観的な現実——
なものと申して過言でないと思ひます。(「そ
の通り」「そ、だ」と呼ぶ者あり、拍
手)

この協定には前文の後段の文章が示
すように再軍備の玉手箱が隠されてお
ります。然るに吉田總理は両條約審査
の特別委員会の席上、私の質問に対し
て、「再軍備の玉手箱は隠されており
ません」と答えているのであります。

(「その通り」「全くだ」と呼ぶ者あり) こ
れは吉田總理の苦しい譲歩であることを
は言つまでもありませんが、(「ノー
ノー」「それは本当だよ」「虚偽だよ」と
呼ぶ者あり) 再軍備が隠されていると
否とにかくわらず、吉田總理が經濟上
の理由からしばく譲歩しているよう
に、みずからの手によつて再軍備しな

いであろうことは板に承認してもよい
しいと思います。併し政府の閣僚諸君
に言いますが、吉田内閣はもはや長い
ことはございません。(その通り)余
計なことを言うな「余計な心配をする
なよ」と呼ぶ者あり)桐一葉、二葉も、
三葉も落ちて、すでに天下の秋は去つ
て、勤労大衆は冬の寒空に生活の不安
におびえておるのに、恐らく吉田総理
は左うちわで今日も大磯の波音を開いて
いるのでありますよ。併し時代はそ
ういう段階ではございません。(余計
なことを言うな)「その通り」と呼ぶ者
あり)もはや國民の餘意が吉田内閣を
去つたことは、(何だ、緊急質問か)と
呼ぶ者あり)総理の郷里であり、自山
党の金城湯池である高知の知事選舉に
おいて自由党が敗れ去つた事が、よ
くそのことを物語つていると思うので
あります。(拍手、「緊急質問」つまら
んことを言うな)と呼ぶ者あり)すでに
政府も御承知のように、我が日本社会
党を除いた野党連合は、虎視眈々とし
て次期政権を狙つて(行かないよと
呼ぶ者あり)おりまして、「行かない
行かない」と呼ぶ者あり)片山哲氏は速
早く国会解散と野党連立政権担当の意
あることを表明しました。(そんな
こと言わないよ)と呼ぶ者あり)慌てた
一部の人々は右派的聰明さを以て取消
しましたが、いずれにせよ、「緊急質
問」と呼ぶ者あり)吉田内閣の命脈は且
々に迫つていることはもはや疑う余地
はございません。(嘘言え)と呼ぶ者
あり)

そこで私政府にお尋ねしたいこと
は、「何を聞こうとするのだ」(これか
らですよ)と呼ぶ者あり)よし吉田内閣
の手で再軍備されなかつたとして
田中氏のことき恥を知らない、似て非
なる平和憲法祀者が次期政権を担当
した場合、「その通り」と呼ぶ者あり)
この條約を樹にとつて再軍備を行うの
は必ずあると言わねばなりません。
従つてかかる條約を結んだ吉田総理の
責任は重大であると思います。(そん
なことじやない)と呼ぶ者あり)仮に芦
田氏のとき恥を知らない、似て非
なる条約を樹にとつて再軍備を行つて
いるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)
は必ずと思ふが、政府はそれをどう考
えておられるか、これが質問の第一
点。(民主党によく聞けよ)と呼ぶ者
あり)もはや國民の餘意が吉田内閣を
去つたことは、(何だ、緊急質問か)と
呼ぶ者あり)総理の郷里であり、自山
党の金城湯池である高知の知事選舉に
おいて自由党が敗れ去つた事が、よ
くそのことを物語つていると思うので
あります。(拍手、「緊急質問」つまら
んことを言うな)と呼ぶ者あり)すでに
政府も御承知のように、我が日本社会
党を除いた野党連合は、虎視眈々とし
て次期政権を狙つて(行かないよと
呼ぶ者あり)おりまして、「行かない
行かない」と呼ぶ者あり)片山哲氏は速
早く国会解散と野党連立政権担当の意
あることを表明しました。(そんな
こと言わないよ)と呼ぶ者あり)慌てた
一部の人々は右派的聰明さを以て取消
しましたが、いずれにせよ、「緊急質
問」と呼ぶ者あり)吉田内閣の命脈は且
々に迫つていることはもはや疑う余地
はございません。(嘘言え)と呼ぶ者
あり)

も、再軍備を就する政党や首班によつ
て次期政権が担当された場合、再軍備
は必ずあると言わねばなりません。
従つてかかる條約を結んだ吉田総理の
責任は重大であると思います。(そん
なことじやない)と呼ぶ者あり)仮に芦
田氏のとき恥を知らない、似て非
なる条約を樹にとつて再軍備を行つて
いるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)
は必ずと思ふが、政府はそれをどう考
えておられるか、これが質問の第一
点。(民主党によく聞けよ)と呼ぶ者
あり)もはや國民の餘意が吉田内閣を
去つたことは、(何だ、緊急質問か)と
呼ぶ者あり)総理の郷里であり、自山
党の金城湯池である高知の知事選舉に
おいて自由党が敗れ去つた事が、よ
くそのことを物語つていると思うので
あります。(拍手、「緊急質問」つまら
んことを言うな)と呼ぶ者あり)すでに
政府も御承知のように、我が日本社会
党を除いた野党連合は、虎視眈々とし
て次期政権を狙つて(行かないよと
呼ぶ者あり)おりまして、「行かない
行かない」と呼ぶ者あり)片山哲氏は速
早く国会解散と野党連立政権担当の意
あることを表明しました。(そんな
こと言わないよ)と呼ぶ者あり)慌てた
一部の人々は右派的聰明さを以て取消
しましたが、いずれにせよ、「緊急質
問」と呼ぶ者あり)吉田内閣の命脈は且
々に迫つていることはもはや疑う余地
はございません。(嘘言え)と呼ぶ者
あり)

も、再軍備を就する政党や首班によつ
て次期政権が担当された場合、再軍備
は必ずあると言わねばなりません。
従つてかかる條約を結んだ吉田総理の
責任は重大であると思います。(そん
なことじやない)と呼ぶ者あり)仮に芦
田氏のとき恥を知らない、似て非
なる条約を樹にとつて再軍備を行つて
いるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)
は必ずと思ふが、政府はそれをどう考
えておられるか、これが質問の第一
点。(民主党によく聞けよ)と呼ぶ者
あり)もはや國民の餘意が吉田内閣を
去つたことは、(何だ、緊急質問か)と
呼ぶ者あり)総理の郷里であり、自山
党の金城湯池である高知の知事選舉に
おいて自由党が敗れ去つた事が、よ
くそのことを物語つていると思うので
あります。(拍手、「緊急質問」つまら
んことを言うな)と呼ぶ者あり)すでに
政府も御承知のように、我が日本社会
党を除いた野党連合は、虎視眈々とし
て次期政権を狙つて(行かないよと
呼ぶ者あり)おりまして、「行かない
行かない」と呼ぶ者あり)片山哲氏は速
早く国会解散と野党連立政権担当の意
あることを表明しました。(そんな
こと言わないよ)と呼ぶ者あり)慌てた
一部の人々は右派的聰明さを以て取消
しましたが、いずれにせよ、「緊急質
問」と呼ぶ者あり)吉田内閣の命脈は且
々に迫つていることはもはや疑う余地
はございません。(嘘言え)と呼ぶ者
あり)

も、再軍備を就する政党や首班によつ
て次期政権が担当された場合、再軍備
は必ずあると言わねばなりません。
従つてかかる條約を結んだ吉田総理の
責任は重大であると思います。(そん
なことじやない)と呼ぶ者あり)仮に芦
田氏のとき恥を知らない、似て非
なる条約を樹にとつて再軍備を行つて
いるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)
は必ずと思ふが、政府はそれをどう考
えておられるか、これが質問の第一
点。(民主党によく聞けよ)と呼ぶ者
あり)もはや國民の餘意が吉田内閣を
去つたことは、(何だ、緊急質問か)と
呼ぶ者あり)総理の郷里であり、自山
党の金城湯池である高知の知事選舉に
おいて自由党が敗れ去つた事が、よ
くそのことを物語つていると思うので
あります。(拍手、「緊急質問」つまら
んことを言うな)と呼ぶ者あり)すでに
政府も御承知のように、我が日本社会
党を除いた野党連合は、虎視眈々とし
て次期政権を狙つて(行かないよと
呼ぶ者あり)おりまして、「行かない
行かない」と呼ぶ者あり)片山哲氏は速
早く国会解散と野党連立政権担当の意
あることを表明しました。(そんな
こと言わないよ)と呼ぶ者あり)慌てた
一部の人々は右派的聰明さを以て取消
しましたが、いずれにせよ、「緊急質
問」と呼ぶ者あり)吉田内閣の命脈は且
々に迫つていることはもはや疑う余地
はございません。(嘘言え)と呼ぶ者
あり)

も、再軍備を就する政党や首班によつ
て次期政権が担当された場合、再軍備
は必ずあると言わねばなりません。

日本は政敵によつて重大な打撃を受け
い。
て然るかどうか、政府の所見を伺いた
民一般は杞憂の念を持つています。
(「そんなことない」と呼ぶ者あり)果し
を見計らつて軍隊に切换えられると國
者あり) 第三点は、警察予備隊は時期
慢であると思うが、「やめたらどう
だ」と呼ぶ者あり)政府のお考へを聞くか
してもらいたい。「答が無用」と呼ぶ
い。

けましたが、占領政策の民主的措置によつて、貴重な革命的收穫を得たことは諸君も御承知の通りであります。然るに吉田内閣の反動性は、これらの民衆的制度を官僚的狡智を以て次々と扼殺するのみならず、敗戦後のだだ一歩の頑かしい国宝とも言つべき平和憲法さえ踏みにじつて戦争の不安をかき立てる方向へ進んでおります。而も失政に次ぐ悪政の連続で、「ノーノ」と呼ぶ者(あり)第十一回臨時国会だけでも、米麥輸出税既において無能を暴露してゐる(余計なことを書うな)と呼ぶ者(あり)の物笑いとなつたのであります。(その通りその通り)「十一回国会ではない」と呼ぶ者(あり)天野國民実践要領は空中分解して天下の行政整理において無残に敗退を喫して、(も)吉田内閣は当然引責辞職すべきであるにもかかわらず、(責任を重んじろ)と呼ぶ者(あり)末世的表情を示しながら、政権にかじりつて恥じるところがございません。(何の質問だと呼ぶ者あり)

「（そら～）と呼ぶ者あり）私は勤労大衆の名において吉田内閣の退陣を強く要請して質問を終りたいと存じます。（拍手）」「その通り」「誰が答弁するのか」「落第々々」「愛嬌がある」「誰だね」「答弁の必要なし」「ある～」と呼ぶ者あり）

〔金子洋文君〕誰です答弁するのよ、下手は答弁する（落第用）

す。「(その通り)「名譽弁」と呼ぶ者あり
り)それから警察予備隊を将来これを
空襲して軍隊にする考え方がないかとい
うことであります。これは警察予備隊
は御承知の通り治安確保のために必要
と存じまして、この警察予備隊の裝備
訓練の強化を図つております。併しな
がらこれをいわゆる軍隊に変えるとい
うよつた考えは毛頭ございません。
(「その通り」と呼ぶ者あり 拍手)
大体簡單でありますか、お答えとい
たします。(拍手、「再質問々々々」議
事進行」と呼ぶ者あり)

〔中田吉雄君登壇、拍手〕
○中田吉雄君 私は「しつかりやれ」と呼ぶ者あり 日本社会党を代表しまして、「社会党は二つあるよ」と呼ぶ者あり 二つの（笑声）中国政権と（右ですか左ですか）と呼ぶ者あり 笑声 我が国の外交政策に関しまして「つまらんことを言うな」と呼ぶ者あり 吉田内閣に質問をいたしたいと存じます。

ハイの門戸開放の宣言であります。更に一九二一年のワシントン軍縮会議、更に一九二二年における中国に関するところの九ヵ国條約、一九三〇年のロンドン軍縮会議、「何をやつておるのか」（呼ぶ者あり）こういふうに「貫いたしまして」、「感想はよろしい、もう」と呼ぶ者あり）、そして最後に、ルーズ・ベルトがとりました政策は、「それが緊急質問か」と呼ぶ者あり）、B C D ラインの包围の鉄壁をはじめまして、と呼ぶ者あり）、そして最後に、ルーズ・ベルトが来航したとしてから八年間、「それは知つてゐるよ」と呼ぶ者あり）、アーヴィング・カーテン（呼ぶ者あり）がたにはわからないよ」と呼ぶ者あり）、とは、自由党の諸君も熟知の通りであります。（「もう少しあげてきなさい」と呼ぶ者あり）、下さい」「できないわ、それは」「あなたがたにはわからないよ」と呼ぶ者あり）、即ちベルリが来航したとしてから八年間、「それは知つてゐるよ」と呼ぶ者あり）、アーヴィング・カーテン（呼ぶ者あり）がたにはわからないよ」と呼ぶ者あり）、國を支持いたし、そして最後には我が國を抑制するというものがアメリカの政策であるわけであります。（「大丈夫」と呼ぶ者あり）、本当に日本は生まれ変わったから」と呼ぶ者あり）、そこでです。（「生まれ変わらん」と呼ぶ者あり）、私はだ、もう日本は生まれ変わったから」と呼ぶ者あり）、そこです。（「もうたくさん」と呼ぶ者あり）、それに、特にピアード博士の言を紹介いたしました

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

これが「と呼ぶ者あり」(十四日丸の内のユニオン・クラブにおいてなされました)について、自己の犯しましたみじめな失敗につきましては、いささかの反省も加えられていないことを知りましても、誠に暗然としたものであります。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり)我が日本社会党いたしましては、「(どつちの社会党だ」と呼ぶ者あり)増田幹事長のごとく、これに全く同感であるということは、八千万同胞の運命を賭けて贅意を表すことができないのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)我々がいたしましては、このように述べましたところは、透徹いたしました歴史的な反省の上に立ちますことが、現在を理解いたしますところの最も有力な手がかりになるわけであります。(「簡単簡單」と呼ぶ者あり)そうしてこのことは未来に対しまして誤まりのない展望を與えるものであります。吉田内閣はこのよくな難局に処しまして、日本外交の犯しました歴史的な教訓を反省して、一方には中ソ両国を控え、他方には性急に呼ぶ者あり)

本をしてどちらを選ばしめるか、(「まだやつておる」と呼ぶ者あり)それを調査することによって、中國政権の問題に対してもとのよき交渉がなされ、そしてその経験と結果を承わりたいと存するものであります。(「質問済み」と呼ぶ者あり)特にワシントン電報によりますと、ダレスは吉田内閣から蔣介石政権を選ぶという確約を得てゐると伝えています。が、果して眞実であるかどうかどうか。申すまでもなく一國が独立国であるかどうかといふことは、外交自主権の有無に待つところが多いわけであります。あたかも日本政府が自主的に蔣介石政権を

くものと言わなくてはなりませんが、吉田内閣のこれに対しますのはつきりした答弁を承わりたいと存じます。〔共産党に入れ議長、時間」と呼ぶ者あり）

更に重要な問題は「(まだある」と呼ぶ者あり）、この両條約の性格であります。（條約は承認が済んだ」と呼ぶ者あり）申すまでもなく、この條約は、日本を戦闘配置につかせまして、アメリカは日本を基地として台湾と朝鮮とその両翼にし、

とするところの、いわゆるケナンによるところのコンティンメント・ボリシィに源を発するものであります。併しきさん、アメリカのこの政策がアジアの将来にとって正しいこととしましようか。「別の道」と呼ぶ者あり）断じて否であります。イギリスは一八四二年阿片戦争以来、香港を基地にいたしまして（演説会でやれ」と呼ぶ者あり）を試みましたが、六十年で失敗いたしました。（中田さん、演説会でやりなさい」「質問をしろ」と呼ぶ者あり）我が国は一九一八年に対支二十一条を提出まして、同じように侵略を試みましたが、三十年間であえなく最期を遂げました。今回のアメリカのアジアに対する指向は、骨つてはイギリスをするものでござります。（そうだ」共産党拍手「脱線」と呼ぶ者あり、拍手）――のコースは、香港を通しましての台湾と朝鮮を通じての日本のそれであつたわけであります、アメリカは日本を基地とし、台湾の蔣政権

と南朝鮮の李成晚政権を支持いたしました。同じような「時間々々」と呼ぶ者もあり、我が國がとつたと同じコースをとつてゐるわけであります。（聞いてやられません」と呼ぶ者あり）日本がです、若しまして、台湾政権を事实上の中国政権と認め、惑星予備隊を増強いたしまして、アメリカ軍隊と交代いたしまして、朝鮮戦線に活動いたすといたしませんなら、第三次世界大戦の戦略体制は完成したと言わなくてはなりません。（講演会じやない）質問をしながらい「時間だよ」と呼ぶ者あり）こういふことを考えますとです。我が国が、日本社会党が、「時間々々」と呼ぶ者あり）強く中立を保ちまして、このまま放つて置きましたら、必ず失敗するとはきまつてゐるアメリカを、（余計なお節介だ」と呼ぶ者あり）我が國を済まして、アジアに適応させるというのが日本社会党に課せられた重大な使命と言わなくてはなりません。（入党員者あり）それは印度を通じましてイギリスがアジアに適応しておると同じ立場であります。私はこういう観点からいたしまして、再軍備と中国政権の承認に關しましては、断々乎としてアメリカの如何なる要求に対しましても言質を與へうべきではない。（あなたには頼まない」と呼ぶ者あり）実際には講和條約の発効後に慎重に決定すべきであると存じますが、吉田内閣はこれに対してどうぞいふお考えをお持ちでありますよと呼ぶ者あり）。（時間々々）「やつと質問になつた」と呼ぶ者あり）

の関係を調整いたしましたため、政界の孤兒である大蔵健氏を特派使節といたしまして、これを台湾に派遣せんと、こういふ計画を立てまして、ダレス顧間に打診しているということになりますが、果してそうありますか。中国は今重大な内戦の過程であります。偉大な革命の過程であります。その際に我が国が一方の陣営に対しまして使節を派遣いたしまして、台湾政権と特別な関係を結びますことは、一種の重大な内政干渉と言わなくてはなりません。未だ戦闘状態が終了いたしません日本といたしましては、拭いがたい過失と言わなくてはなりませんが、この点についての御所見も承わりたいと存じます。若し日本が一地方政権でありますところの蒋介石政権と特別な関係に入りますならば、それは中國の革新に際しまして、我が國が曾つて袁世凱や張作霖政権を支持いたしました。(つまらん質問だな呼ぶ者あり)中国政権の統一を阻害したと同じ歴史的な誤認であります。特に大蔵健氏は一九四〇年、影佐特務機関の一員としてしまして、汪兆銘工作に関係いたし、この道で失敗いたしました政権が、再び民衆から見放されました。民衆は四億五千の民衆に支持された歴史的な例しはございません。そういう点からいたしまして、蔣介石政権も中国四千年の歴史の例外をなし得ないと思いますが、この点ではよほど慎重に構えることが必要であろうと存じます。(三度目だよその論拠と呼ぶ者あり)

次に、以上の諸質問にもがかりますせず、吉田内閣の動向からいたします

ならば、に堪えかねます。して、結局台湾政権を事實上の政権として認めまして、「時間だ」と呼ぶ者も居りますが、その際に憂慮されるわけであります。中共政権を承認している国は、ソ連を中心とした二十二カ国と、更に自らボーランド、ハンガリー、チエツコ、ユーゴー、北韓、外蒙、東欧、アルバニア、及びヴィエトナムの十一カ国と、由諸国であるところのビルマ、インド、パキスタン、イギリス、セイロン、ノルウェー、デンマーク、イスラエル、アフガニスタン、フィンラン、スウェーデン、イスラ、オランダ及びインドネシアのデモクラシー諸国の十四カ国が承認いたしまして、合計二十六カ国の多きが認めているわけであります。(「次にです」と呼ぶ者あり)この点はです、決して脅威君なんかが言われる様子に、(内輪喧嘩はやめろよ、と呼ぶ者あり) 共産主義世界への郷愁としてでは断じてないわけであります。これらの諸国との関係はどうじょうふうに調整させるか。更にです、中日との関係は現実に立ちまして判断すべきであつて、徒らに反共的な感情に左右されることなく、外交は冷感主義的な計算の上に立つて樹立されるべきだと思ひますが、(時間超過と呼ぶ者あり) 中共が共産主義を放棄いたさない限り国交調整は絶対やらないわけであるかどうか、その点も承わりたいと存じます。

学の同級生である川村君が圧倒的な勝利をいたしました。これは決して小さくないことではないと思います。「議長時間」緊急質問じゃない」と呼ぶ者あります。吉田内閣に対する重大な批判であります。そして吉田内閣に対する批判は、アメリカの政策を丸受けするところの自由党に対する強力な批判であることを考えて頂きたいと思います。(時間)と呼ぶ者あり特に憲政史上一番つてない最大多数を占めておられるところの自由党が十分考えて頂けますと、「時間々々」静かに聞け」と呼ぶ者あり(時間)我が国は殆んど東條内閣のときと同じような過失を踏む虞れがあつからであります。(議長、時間)「議長どうした」まだ八時にならんと呼ぶ者あり)皆さん、先般フイリピンにおいてまして、上院の選挙が行われました。

〔國務大臣益谷秀次君登壇、拍手お答え申上げます。〔黙つて聞くよな答弁をしろ「黙つて聞け」「くだらぬ質問をして何だ」と呼ぶ者あり〕アジテ諸国との善隣友好、經濟提携の精神以て、進んで西歐とアジアのかけ橋役目を果したいと思うのであります。ただ中ソ両国との平常關係は、将来の國との平和條約が締結されたことこのことであります。これは第一の御間並びに最後の御質問に関連をいたしておりますから、総括的に申上げます。

第一は、最近アメリカの要人が来旨でありますたが、主として〔答弁要らない」と呼ぶ者あり〕日本の国情考察のための旅行であります。吉田・レス会談については今ここに申上げる時期ではございません。

その次は〔名答弁〕もつたくさんござる「落第」と呼ぶ者あり)アメリカが蔣権の承認を日本に強制しておる、庄本に強制いたしておることはございません。これはしばくこれまで申上通りであります。飽くまでも日本自發的意願を尊重する建前になつておるのであります。(いつでもそり言っている」と呼ぶ者あり)従つて講和にする中国選択の問題に関する所見はこれまでばく申上げておるのでありますから、さように御了承願います。政府は将来の客觀的情勢の推移を待つ心算であります。(驅をつけ)客觀情勢とは何なんだ」それを聞いていんだ」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤尚武君） 周東國務大臣。
　「答弁の必要なし」「答弁々々」必
要なし「答弁しろ」と呼ぶ者あり、
その他発言する者多し」

○國務大臣（周東英穂君） 別に……。

○議長（佐藤尚武君） 周東国務大臣の
答弁はありません。

○議長（佐藤尚武君） この際、お詫り
いたします。本日松永義雄君から両院
法規委員会を辞任いたしたいとの申出が
ございました。「これを許可することに
御異議ございませんか。」

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認
めます。よつて許可することに決しま
した。

○議長（佐藤尚武君） つきましては、
この際、日程に追加して、両院法規委
員の選舉を行いたいと存じますが、御
異議ございませんか。」

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認
めます。

○木村守江君 私は両院法規委員の選
舉は、成規の手続を省略いたしまし
て、議長において指名せられることの
動議を提出いたします。

○安井謙君 木村君の動議に賛成いた
します。

○議長（佐藤尚武君） 木村君の動議に
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認
めます。よつて議長は、両院法規委員

に門田定議君を指名いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、お詰りの申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、

この際日程に追加して、常任委員長の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○木村守江君 私は只今の常任委員長の選挙は、成規の手続を省略いたしまして、議長において指名せられんことをの動議を提出いたします。

○安井謙君 木村君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長はカニエ邦彦君を人事委員長に指名いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、お詰りして決定いたしたいことがござります。先ず参考に報告いたさせます。

【参考朗説】

法務委員長から検察及び裁判の運営等に関する実地調査のため島根県、

鳥取県に伊藤修君、羽仁五郎君を本月二十日より明年一月二十日までのうち、八日間。岐阜県、京都府、奈良県に、宮城タマヨ君、岡部當君を本月二十日より明年一月二十日までのうち、六日間。
外務委員長から領土復帰問題並びに賠償問題等の実情実地調査のため山口県、鹿児島県に徳川頼貞君、園伊能君を明年一月二十日までのうち十日間。賠償問題並びに密入国問題等の実情実地調査のため新潟県、福島県に有馬英二君、金子洋文君を明年一月二十日までのうち九日間。
人妻委員長から勤務地手当、寒冷地手当の実情を調査すると共に、さきに施行された給與改正法に関連する各般の実情を実地調査するため島根県、鳥取県、山口県に加藤武蔵君、千葉信君を、和歌山県、三重県に森崎隆君、宮田寅文君を本月十八日より明年一月二十日までのうち七日間。

大蔵委員長から財政金融並びに会計制度等の実情を実地調査するため兵庫県、広島県、山口県、島根県、鳥取県に大矢半次郎君、薦川孝夫君、木内四郎君を、香川県、德島県、高知県、愛媛県に山本米治君、伊藤保平君、大野幸一君を明年一月中十日間。
文部委員長から商業教育、学校経営、六三制、老朽校舎、通航省より移管後の高等商船学校等に關し実情を実地調査のため福井県、岐阜県に高田松浦清一君、秋山俊一郎君、玉瀬實君、兼石傳一君を本月十九日から明年一月二十日までのうち四日間。

通商産業委員長から産金対策の確立のため実地調査のため、静岡県に、古池信三君、結城安次君、島清生三七君、鈴木強平君を明年一月十日より十七日まで八日間。
三橋八次郎君、飯島通次郎君、香川県、徳島県に池田宇右衛門君、羽生三七君、鈴木強平君を明年一月十日より三十一日までのうち九日間。
労働委員長から労働関係法規改廃問題並びに労働行政の実情に関する調査のため、秋田県、山形県、新潟県、長野県に村尾重雄君、堀眞琴君を、長崎県、福岡県、大分県に岩男仁藏君、堀木録三君を明年一月十日から三十一日までのうち八日間。京都府、兵庫県に重盛善治君、林繁夫君を明年一月十日から三十一日までのうち七日間。

建設委員長から河川総合開発計画特定地域の実態と北海道開発法に伴う運用並びに建設諸事業の調査のため、北海道に石川築一君、田中一君、徳川宗破君を、山口県、広島県、島根県に深水六郎君、三輪貞治君、小

地調査のため、大阪府、京都府、愛知県に内村清次君、小酒井義男君、岡田信次君を本月十五日から明年一月二十日までのうち七日間。

郵政委員長から郵便法改正後の郵便及び郵便の利用状況、行政機関職員定員法改正後の郵政職員の勤務條件並びに特定局制度運営状況等を実地調査するため、石川県、富山県、福井県に岩崎正三郎君、和田博雄君を本月二十日までのうち十日間。

京都府、大阪府、奈良県に大島定吉君、柏木鹿治君を岡山県、富山県に長島鉄蔵君を明年一月十日より三月一日までのうち七日間。徳島県、香川県、愛媛県に柳津錦一君、藤森真治君を明年一月十日より三月一日までのうち八日間。

農林委員長から農林関係災害復旧実施状況、昭和二十六年産米供出状況、米玄統制実施状況でん粉工業状況、農業経営及び農業協同組合の実態等実地調査のため福岡県、宮崎県に片柳良吉君、山崎恒君、松浦定義君を、鹿児島県、大分県に西山龟七君、三橋八次郎君、飯島通次郎君を、香川県、徳島県に池田宇右衛門君、羽生三七君、鈴木強平君を明年一月十日より三十一日までのうち九日間。

大蔵委員長から労働関係法規改廃問題並びに労働行政の実情に関する調査のため、大阪府、兵庫県、京都府に鈴木恭一君、黒川武雄君を明年一月十日から三十一日までのうち五日間。福岡県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、大分県に尾崎行輝君、新谷寅三郎君、山田節男君を明年一月十日から三十一日までのうち九日間。

川久義君を明年一月十日から三十一日までのうち十日間。

経済安定委員長から国土総合開発指定期の実地調査のため、京都府、滋賀県に佐々木良作君、猪吉二君、須藤五郎君を本月十七日から明年一月二十日までの五日間。熊本県、大分県に宮崎県、鹿児島県に山田佐一君、三木治朗君を本月十七日から明年一月二十日までのうち十日間。

農業委員長から大蔵省所管旧軍用財産処分に関する昭和二十四年度批難事項、その他の調査のため、京都府、大阪府、兵庫県に仁田竹一君、菅原一郎君、石川清一君を、特別調達所に鈴木恭一君、黒川武雄君を明年一月十日から三十一日までのうち五日間。福岡県、奈良県に小林孝平君、カニエ邦彦君、菊田七平君を明年一月十四日から二十日まで七日間の日程を以て夫々派遣いたしたい旨の要求書が提出されました。

調査のため、神奈川県、大阪府、兵庫県、奈良県に小林孝平君、カニエ邦彦君、菊田七平君を明年一月十四日から二十日まで七日間の日程を以て夫々派遣いたしたい旨の要求書が提出されました。

○議長(佐藤尚武君) 只今朗説いたしました各委員長の要求の通り、これら八十八名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 本日はこれにて散会いたします。

午後八時十五分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、中小企業に対する年末金融対策
に関する決議案

一、日程第一　財閥同族支配力排除
法を廃止する法律案

一、日程第二　新聞出版用紙の割当
に関する法律を廃止する法律案

一、第七次後期通船計画金額に関する

- ## 一、参議院規則の一部を改正する規則案

- 一、再軍備反対平和憲法擁護に関する緊急質問
　　田家公義員法案の一部を改正する法律案

- ## 一、二つの中國政策と我が国外交政策に関する緊急質問

- 、両院法規委員の選舉
、常任委員長辞任の件
、常任委員長の選舉
、実地調査のため議員派遣の件

出席は左の通り。

議員	結城安次君	宮城タマヨ君	前田櫻君	藤森眞治君	中山福藏君	徳川宗敬君	竹下豊次君	高橋太郎君	高木正夫君	杉山昌作君	西郷吉之助君	小宮山常吉君	木下辰雄君
議長	佐藤三木	山川良一君	溝口三郎君	堀越儀郎君	藤野繁雄君	野田俊作君	伊達源一郎君	高田道男君	田村寛君	文吉君	新谷寅三郎君	小林政夫君	木下辰雄君
副議長	尚武君	山川良一君	溝口三郎君	堀越儀郎君	藤野繁雄君	野田俊作君	伊達源一郎君	高田道男君	田村寛君	文吉君	新谷寅三郎君	小林政夫君	木下辰雄君
議員	結城安次君	宮城タマヨ君	前田櫻君	藤森眞治君	中山福藏君	徳川宗敬君	竹下豊次君	高橋太郎君	高木正夫君	杉山昌作君	西郷吉之助君	小宮山常吉君	木下辰雄君
議員	結城安次君	宮城タマヨ君	前田櫻君	藤森眞治君	中山福藏君	徳川宗敬君	竹下豊次君	高橋太郎君	高木正夫君	杉山昌作君	西郷吉之助君	小宮山常吉君	木下辰雄君

伊能君	鈴木	強平君
三好	晋三君	始君
櫻内	西田	
降男君	泉山	
義雄君	小林	
隆男君	門田	
三六君	上條	
英三君	松永	
林賢次郎君	水井純一郎君	
永井純一郎君	門田 定藏君	
片瀬	中田	
重文君	櫻内	
吉雄君	栗栖	
虎一君	起夫君	
芳夫君	辰郎君	
武雄君	原	
赤松	齊	
當子君	堂盛	
勝藏君	虎一君	
勝藏君	赤松	
一君	當子君	
清君	三橋八次郎君	
仁藏君	岩崎正三郎君	
恭兵君	岩崎正三郎君	
下條	村尾	
大限	重雄君	
波多野	栗山	
境野	正雄君	
稻垣平太郎君	小松	
吉川末次郎君	良夫君	
正男君	村尾	
千葉	幸一君	
信君	重雄君	
水橋	正男君	
藤作君	栗山	
岡村文四郎君	大野	
森	相馬	
八三一君	山下	
孝平君	森崎	
辰雄君	中村	
定義君	駒井	
一彦君	正男君	
清次君	須藤	
羽仁	傳一君	
五郎君	眞琴君	
	修君	
	藤平君	
	四郎君	
	木内	
	伊藤	
	堀	
	重盛	
	東	
	梅津	
	三輪	
	千田	
	鈴二君	
	貞治君	
	正君	
	堀木	
	鐵三君	
	大山	
	都夫君	
	道子君	

河崎	ナツ君	高田なほ子君
木下	源吉君	矢鳴 三義君
佐々木良作君	小笠原三男君	岡田 宗司君
菊川 考夫君	池田七郎兵衛君	
金子 洋文君		
館哲二君		
國務大臣		
大蔵大臣	池田 勇人君	
農林大臣	根本龍太郎君	
運輸大臣	山崎 猛君	
開拓大臣	周東 英雄君	
國務大臣	益谷 秀次君	
政府委員		
内閣官房長官	岡崎 勝男君	
外務大臣官房長	島津 久大君	

昭和二十六年十一月十五日 参議院會議録第三号

明治二十五年十一月三日第三種郵便物認可

定価
一部
十
〔通科書類〕 円
發行所
東京新宿区市谷木曾町一五
電報印
電報
九段
一九三〇
一九三〇
官報社